

シンガポール向けに輸出される食品等に関する輸入規制  
(平成30年7月17日以降)

1. 輸入規制措置の概要

シンガポールは、日本から輸出される一部の食品等について、その地域によって輸入規制措置（証明書要求等）を講じています。

(規制対象、内容)

区分	地域	品目	規制内容
1	福島県	林産物 <sup>注1)</sup> 、水産物	輸入停止
	南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村	全食品及び農産品	
2	上記区分1に記載のない市町村	米、食肉、牛乳・乳製品、卵、野菜・果物とその加工品、緑茶及びその製品 <sup>注2)</sup>	<産地証明> 政府作成の市町村ごとの産地証明 <放射性物質検査報告> <sup>注2)</sup> 放射性物質の検出がNDであることを記載
3	3県（茨城県、栃木県、群馬県）	林産物 <sup>注1)</sup> 、水産物	<放射性物質検査証明> 放射性物質の検出がNDであることを証明（生産・加工地を要記載）
4		食肉、牛乳・乳製品、卵、野菜・果物とその加工品、緑茶及びその製品	<産地証明> 政府作成の都道府県ごとの産地証明又は商工会議所作成の都道府県ごとの産地を記載したサイン証明
5	その他の都道府県	食肉、牛乳・乳製品、卵、野菜・果物とその加工品、緑茶及びその製品、水産物	

注1) 上記区分1及び3の林産物には、キノコ類（野生及び栽培されたもの）、野生ベリー、野生のイノシシ肉等森林で収穫されたものが含まれる。

注2) これらの福島県産品を初めて輸出する際には、市町村ごとの産地証明に加え、産地（市町村）・品目ごとに検査機関発行の放射性物質検査報告書（以下「検査報告書」という。）の原本を添付する。（平成26年10月1日以降、福島県産米は産地証明が必要。）

次回以降、同じ産地・品目を輸出する際は、新たな産地証明に、検査報告書の原本に代えて、初回輸出時の産地証明及び検査報告書の写しを添付することにより輸出することができる。（当該写しを添付できる産地証明は、初回輸出時の検査報告書に記載された検査日から3ヶ月以内に発行されたものに限る。）

なお、輸入者は、出港日の前日（土・日・祝日の場合は、その前日または前々日（祝日はシンガポールの祝日に準ずる。））までに、シンガポール農食品獣医庁に対し、「産地（市町村）」、「品目」、「到着地（港・空港）」、「到着予定日」、「輸入者名」をTel:+65-6325-7576又はE-mail:ava\_import&export\_foodstuff@ava.gov.sg、若しくは、TradeNet®：<https://www.tradexchange.gov.sg>を通じて通知する。

2. 留意事項

(1) シンガポール側でのサンプル検査

シンガポール政府は、同国内でのサンプル検査で放射性物質が検出された場合は、当該商品の返送を求めています。

(2) 商工会議所のサイン証明（産地証明）

産地証明に関し、シンガポール政府は、福島県以外の都道府県産の食品については、商工会議所によるサイン証明を産地証明として認めています。